

## 別表1（第3条関係）

### 会費徴収基準、払込みの方法及び納期

#### 1. 会費徴収基準

個人企業は、従事者数（代表者等含む）を基準とする。

法人企業は、従事者数（代表者等含む）及び資本金を基準とする。

但し、大企業（支店、営業所を含む）及び大企業に準ずる会員にあっては、協議のうえ特別会費を定めることとする。 ※客室50室以上、年間／100,000円

特別会員は、定額24,000円とする。

#### 個人会費

従事者数 (代表者・家族従事者・ パート等含む)	年会費
4人以下	10,000
5人以上	13,000

#### 法人会費

従事者数 (代表者・家族従事者・ パート等含む)	資本金 500万以下	資本金 501万～1,000万	資本金 1,001万以上
0～3人	15,000	18,000	28,000
4～9人	18,000	23,000	33,000
10～19人	23,000	28,000	38,000
20～49人	28,000	32,000	60,000
50人以上	33,000	50,000	70,000

#### 2. 会費の払込み方法

- (1) 自動振替制度により払込むものとする
- (2) 会員が直接持参するか又は本会指定の銀行口座に払込むものとする。
- (3) 事務局職員により徴収する。

#### 3. 会費の納期

年度当初より、12月末日までとする。

但し、新規加入者は、入会と同時に年会費を納入する。